

川崎市河川愛護ボランティア制度

事業を実施しています。

河川愛護ボランティア

制度とは・・・

川崎市内には、ニヶ領用水や平瀬川など歴史と自然豊かな川や水路がながれています。そして、沿川の各地域では自主的な維持管理に取り組んでいる市民の皆さまが大勢います。美しい河川や水路は、私たちの心に潤いと安らぎを与え、ふるさと川崎の郷土愛をもたせてくれます。

河川愛護ボランティア制度は、市と市民の皆さまが協働で河川や水路の環境を良好に保ち、快適な水辺にふれあい、親しむことができるよう市が市民の活動を支援し、市民の皆さまが自主的、日常的に清掃活動等を行うシステムです。



快適で美しい水辺環境を保つための河川・水路の愛護活動にご協力をお願いします

河川愛護ボランティア

制度の参加団体は・・・

この制度では、河川や水路の一定範囲(おおよそ200m程度を想定しています)を受け持ち、月1回程度の清掃活動等を定期的に行うことが出来る市民の皆さまが5人以上の団体・グループを作り、川崎市に届けを出して合意書を取り交わし活動していただきます。合意書の有効期間は、取り交わし日から3ヶ年以内の年度末までとし、引き続き活動をする場合は、改めて合意書を取り交わします。

活動の場所は・・・

川崎市が管理する河川及び水路を対象とします。特に、ニヶ領用水や平瀬川など親水工事が施行され、緑豊かな河川または水路になった箇所をぜひお願いしたいと考えています。

活動内容は・・・

川崎市と合意書を取り交わし、河川・水路施設の清掃活動(清掃 月1回程度、除草 年2回程度)を自主的にを行います。

また、水辺施設を活用して、自主的なイベントや学習活動などを実施していただくことも活動の一つです。

また、清掃活動等に必要な軍手やゴミ袋等の支給を川崎市が行います。

意見交換会の内容は・・・

参加団体、河川課、参加団体が属する区役所道路公園センターと年1回、活動における課題等について、意見交換を行い、より良い河川、水路の愛護活動にしていきます。

【問合わせ先】

川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課環境担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎17階
電話 044-200-2906 ファックス 044-200-7703
メールアドレス 53kasen@city.kawasaki.jp